

占有物件の適切な維持管理及び 安全確認報告をお願いします



道路法では占有物件に対する維持管理義務が明記されており、道路占有者は、占有物件について適切な維持管理をしなければなりません。

また、令和8年4月1日から、道路占有者は占有物件の安全性を確認した旨及び占有物件の点検結果等について道路管理者等へ報告することが義務づけられました。

〈安全確認報告の時期〉

占有物件	報告の時期
全ての物件	占有許可の更新時
電柱、電線、水管、下水道管その他これらに類するもの	1 占有物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告 ① 占有許可の更新時 ② 占有期間が5年を超える場合は、当該許可を受けた日から起算して5年を経過したとき 2 占有物件の点検の実施状況及び結果等を静岡県地下占有物連絡会議へ報告 ① 当該会議が定める期間に1回

- 安全確認報告は、次の様式により報告してください。
 - ・ 占有許可更新時：「道路占有更新許可申請書（様式第7号）」
 - ・ 許可を受けた日から起算して5年を経過したとき：
「占有物件の安全性に係る報告書（様式第7号の2）」
- ※様式は下記のQRコードから入手できます。
- 道路管理者から占有物件の維持管理状況について、報告又は立入検査を求めることがあります。
 - ※報告をしない、虚偽の報告をする、検査を拒む、検査を妨害した場合には、占有許可の取消や罰金が科されることがあります。
- 適切な管理が行われていない場合、点検、修繕等の措置を命じることがあります。
 - ※命令に違反した場合には、占有許可の取消、拘禁刑又は罰金が科されることがあります。

占有物件に関するお問合せは、下記の土木事務所の道路管理担当課が窓口です。

下田 0558-24-2108 熱海 0557-82-9167
沼津 055-920-2210 富士 0545-65-2236
島田 0547-37-5274 袋井 0538-42-3215
浜松 053-458-7261 道路保全課 054-221-3488



静岡県HP